

## 第29号議案

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和元年 6 月 5 日

提出者 府中市長 高野 律 雄

(説明)

災害弔慰金の支給等に関する法律（昭和48年法律第82号）の一部改正に伴うほか、所要の改正を行うものであります。

## 府中市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例

府中市災害弔慰金の支給等に関する条例（昭和49年12月府中市条例第47号）の一部を次のように改正する。

第13条第2項第2号中「第7条の15の3」を「第7条の15の7」に改める。

第14条を次のように改める。

（保証人及び利率）

第14条 資金の貸付けを受けようとする者は、保証人を立てることができる。

2 資金は、保証人を立てる場合は、無利子とし、保証人を立てない場合は、据置期間中は無利子とし、据置期間経過後はその利率を延滞の場合を除き年1パーセントとする。

3 第1項の保証人は、資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）と連帯して債務を負担するものとし、その保証債務は、第18条の違約金を包含するものとする。

第15条中「元利均等半年賦償還」を「元利均等年賦償還、元利均等半年賦償還又は元利均等月賦償還」に、「資金の貸付けを受けた者（以下「借受人」という。）」を「借受人」に改める。

第17条を削り、第18条を第17条とする。

第19条中「10.75パーセント」を「5パーセント」に改め、同条を第18条とする。

第20条を第19条とし、第21条を第20条とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行し、この条例による改正後の第14条、第15条及び第18条の規定は、平成31年4月1日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用する。